

**佐世保市障がい福祉計画（第6期）
佐世保市障がい児福祉計画（第2期）**

令和3年3月
佐世保市



ごあいさつ

本市では、障がい者施策の基本的な計画である「佐世保市障がい者プラン」により、障がいのある人もない人も、誰もが社会を構成する一員として、各分野にわたって平等に参加し活動ができる「地域共生社会」の実現に向け、障がい者を取り巻く環境の実態に応じたさまざまな施策を推進してきました。

また、「佐世保市障がい者プラン」の実施計画として「佐世保市障がい福祉計画（第5期）・佐世保市障がい児福祉計画（第1期）」を策定し、必要な障がい福祉サービスの提供を図ってまいりました。

この計画期間中にも、障害者総合支援法、障害者雇用促進法の改正や、読書バリアフリー法、障害者活躍推進計画作成指針の制定など、障がい者制度の改革が行われてきましたが、障がい福祉サービスを提供していく中で、障がいの程度の重度化や高齢化を見据えた、地域で安心して暮らしていけるためのさまざまな支援が十分とは言えない状況です。

このような状況を踏まえ、今後の本市における障がい者施策の推進を図るため、計画期間を令和3年度から令和5年度の3年間とする「佐世保市障がい福祉計画（第6期）・佐世保市障がい児福祉計画（第2期）」を策定いたしました。

今後は、本計画に沿って、障がいのある方を含む全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指してまいります。

本計画を推進するためには、市民の皆さま、関係団体および関係機関の皆さまと行政との協働での取り組みが必要不可欠ですので、より一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、保健福祉審議会、地域自立支援協議会の委員の皆さまをはじめ、アンケート等でご協力をいただきました市民の皆さま、関係団体の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

佐世保市長 **朝長 則男**

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口動態	5
2 身体障がいのある人の現状	7
3 知的障がいのある人の現状	10
4 精神障がいのある人の現状	11
5 難病患者の現状	12
6 障がいのある子どもの就学の現状	13
7 障がい者の雇用の現状	15
8 アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ	16

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	21
2 サービスの体系	24

第4章 成果目標と活動指標の設定

1 令和5年度の成果目標	25
2 活動指標の設定	30

第5章 障がいのある人の権利擁護の充実【成年後見制度利用促進基本計画】

1 計画策定の背景について	49
2 計画の策定根拠と計画期間	49
3 計画策定に向けた検討	49
4 本市の現状	50
5 現状から見える課題	51
6 施策	51

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	55
2 計画の進捗管理	55

※障がい者：身体障害者（身体障害者福祉法第四条）、知的障害者（知的障害者福祉法）、精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）、難病（省令で定める疾病）である18歳以上の方

※障がい児：上記のうち、18歳未満の方

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条から引用】

資料編

1 佐世保市障がい者プラン	57
2 障がい者施策関連法令などの動向	78
3 佐世保市保健福祉審議会条例	80
4 佐世保市保健福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿	82
5 策定経過	83



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、「障害者権利条約」を実現するための近年の障がい者に係る制度改革や障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年3月、「佐世保市障がい者プラン」と「佐世保市障がい福祉計画（第5期）・佐世保市障がい児福祉計画（第1期）」（以下「前計画」という。）を一体的に策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

前計画の策定に先立ち、平成28年5月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されています。それにより、市町村には地域生活支援拠点等の整備と、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施策展開が求められることになりました。

また、平成29年2月には、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現に向けた改革工程が発表され、市町村の福祉行政が新たな局面を迎える中での計画策定でした。

この度、3年に一度の障がい福祉計画・障がい児福祉計画見直しの時期を迎えましたが、令和2年5月には、直近の障がい者保健福祉施策の動向等を踏まえ、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が行われました。

そこで、本市においても、前計画期間中における成果目標の達成状況や障がい福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、新しい基本指針に基づく「佐世保市障がい福祉計画（第6期）・佐世保市障がい児福祉計画（第2期）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

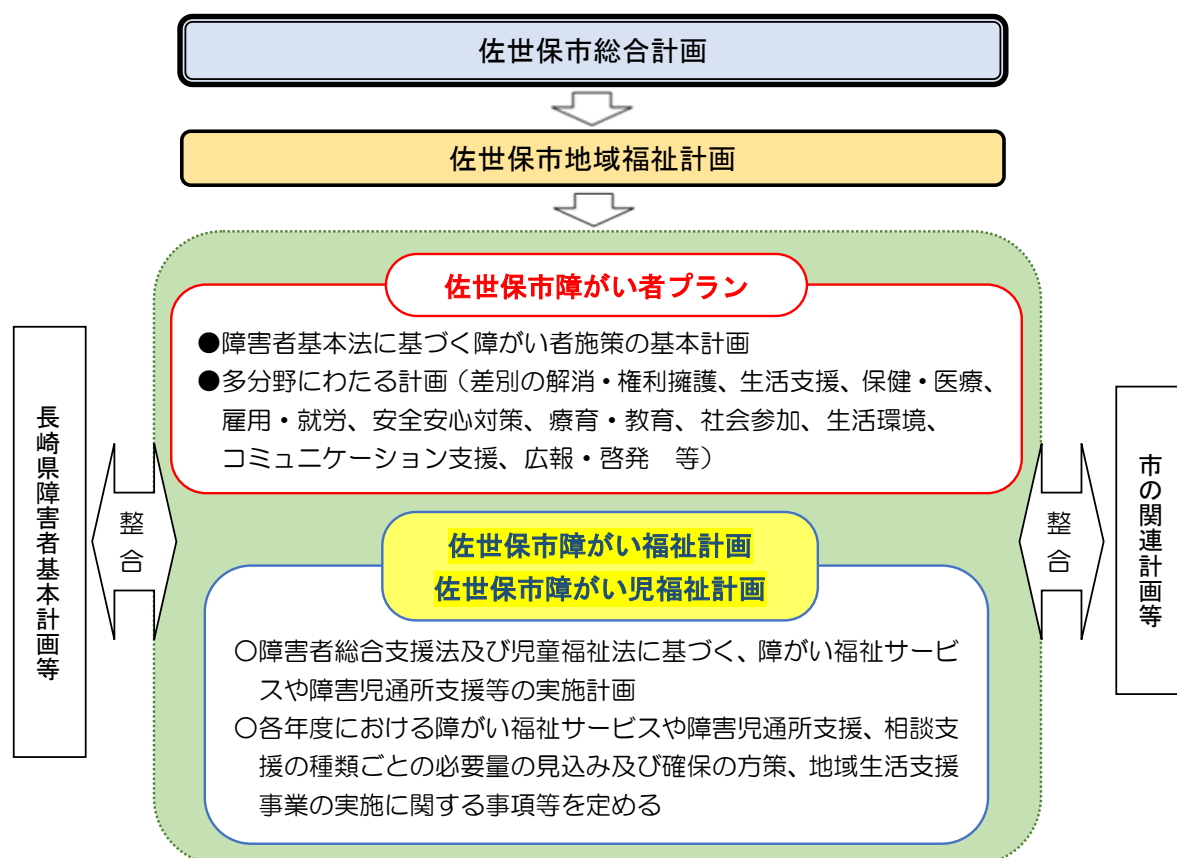
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

前計画と一体的に策定した「佐世保市障がい者プラン」が、本市における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域環境の

整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画であるのに対し、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す事業計画として位置づけられます。

また、本計画は、上位計画である「佐世保市総合計画」や「佐世保市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者プラン								
障がい福祉計画（第5期） 障がい児福祉計画（第1期）			障がい福祉計画（第6期） 障がい児福祉計画（第2期）			障がい福祉計画（第7期） 障がい児福祉計画（第3期）		

4 計画の策定体制

(1) 障がい者専門部会での審議

本計画の策定を行うにあたり、保健・医療・福祉・労働・教育関係者、学識経験者や障がい者団体・障がい者施設の代表者等の意見を反映させるため、「佐世保市保健福祉審議会」の下に設置している「障がい者福祉専門分科会」にて、審議を行いました。

(2) 障がい者（児）の福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の生活実態や障がい福祉サービスの利用意向、行政に対する要望を把握するために、障がい者に対するアンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	令和元年 8 月 30 日現在、市内在住の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の中から無作為抽出した 2,500 人（身体 1,500 人、療育 500 人、精神 500 人）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年 8 月 30 日から 9 月 27 日まで
回収結果	配布数：2,500 件、有効回収数：1,044 件（有効回収率：41.8%）

(3) ヒアリング調査の実施

障がい者（児）の生活全般にわたる現状と問題、あるいは障がい者（児）に関する事業（サービス）の利用上の問題及び今後の施策・サービスに対するニーズを把握するため、事業者等の関係機関にヒアリング調査を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月にかけて計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。



第2章

障がいのある人を取り巻く状況

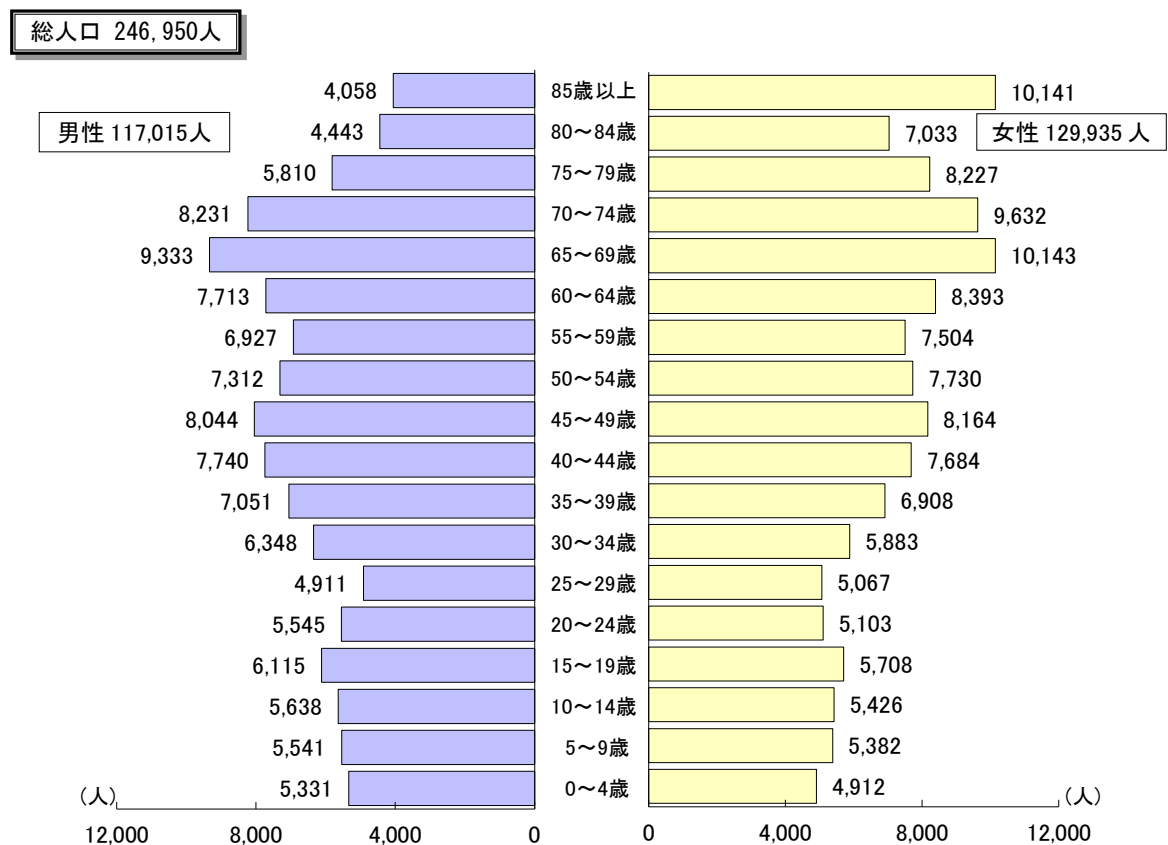
1 人口動態

(1) 人口構造

本市の人口は、令和元年10月1日現在で、男性117,015人、女性129,935人、合計246,950人です。

年齢階層別に見ると、65～69歳が最も多くなっており、今後も人口の多い60～64歳の階層が順次高齢期に達することから、本計画期間中も引き続き高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合）の上昇が見込まれます。

人口ピラミッド（令和元年10月1日現在）



※合計人数には年齢不詳を含む

資料: 政策経営課

(2) 人口と世帯数の推移

本市の人口は、市町村合併により平成17年及び22年はそれぞれ一時的に増加しましたが、基本的には減少傾向にあり、世帯数は一貫して増加傾向にあります。

また、年齢3区分人口の推移を見ると、年少人口割合が低下する一方で、高齢化率が上昇しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

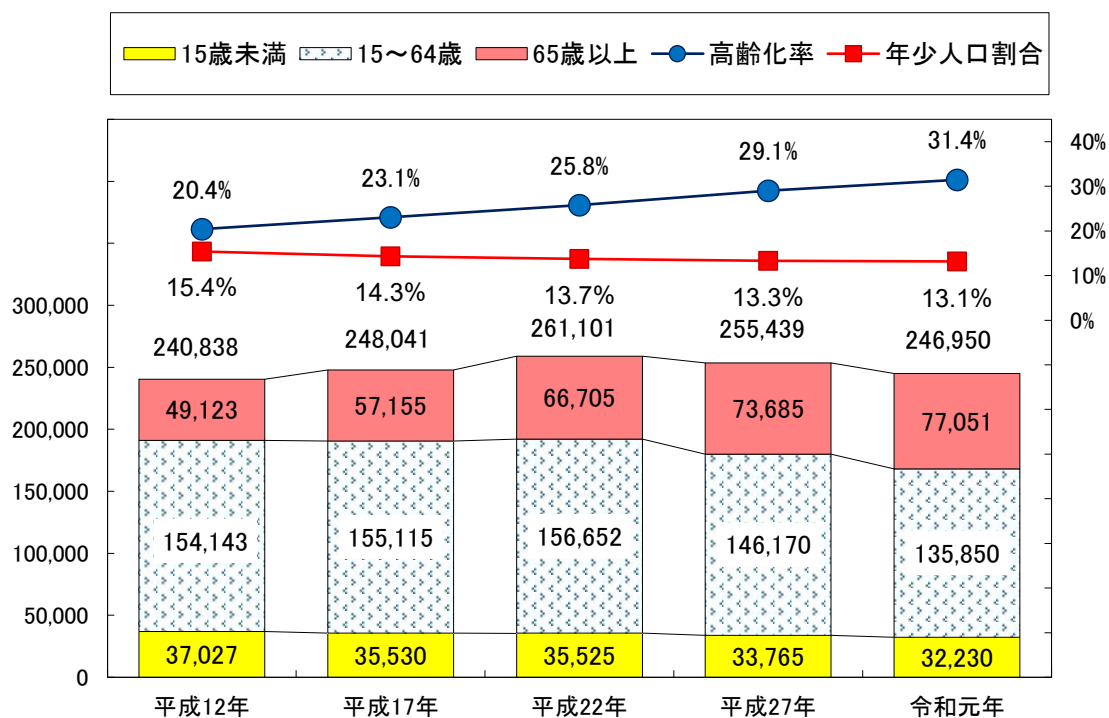
人口と世帯数の推移

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
総人口(人)	240,838	248,041	261,101	255,439	246,950
男	113,153	116,726	122,430	120,198	117,015
女	127,685	131,315	138,671	135,241	129,935
15歳未満	37,027	35,530	35,525	33,765	32,230
15～64歳	154,143	155,115	156,652	146,170	135,850
65歳以上	49,123	57,155	66,705	73,685	77,051
一般世帯数(世帯)	90,105	96,048	104,583	105,011	105,507

※平成27年までは国勢調査結果、令和元年は推計人口(各年10月1日現在)

※年齢3区分人口には年齢不詳を含まず。

年齢3区分人口と高齢化率の推移



(各年10月1日現在)

※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査（令和元年は推計人口）

2 身体障がいのある人の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和2年3月末現在 13,383 人(総人口の5.4%)で、うち65歳以上の高齢者が 10,089 人で全体の75.4%を占めています。

障がい種別に見ると、肢体不自由が 6,490 人(48.5%)と最も多く、次いで内部障がいが 4,546 人(34.0%)となっています。また、重度障がい者(1、2級)は 6,136 人で、全体の45.8%を占めています。

身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	5	1	0	0	1	0	7
	18～64歳	87	79	18	8	30	12	234
	65歳以上	275	211	41	45	78	60	710
	合計	367	291	59	53	109	72	951
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	0	12	4	4	0	8	28
	18～64歳	33	118	25	22	0	58	256
	65歳以上	41	155	107	198	7	440	948
	合計	74	285	136	224	7	506	1,232
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	0	4	16	35			55
	65歳以上	0	5	69	35			109
	合計	0	9	85	70	0	0	164
肢体不自由	18歳未満	59	22	9	6	4	5	105
	18～64歳	437	398	231	289	268	122	1,745
	65歳以上	690	912	872	1,329	591	246	4,640
	合計	1,186	1,332	1,112	1,624	863	373	6,490
内部障がい	18歳未満	25	2	10	6			43
	18～64歳	473	14	149	185			821
	65歳以上	2,043	35	677	927			3,682
	合計	2,541	51	836	1,118	0	0	4,546
合計	18歳未満	89	37	23	16	5	13	183
	18～64歳	1,030	613	439	539	298	192	3,111
	65歳以上	3,049	1,318	1,766	2,534	676	746	10,089
	合計	4,168	1,968	2,228	3,089	979	951	13,383

資料：障がい福祉課(令和2年3月末現在)

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあり、平成27年度から令和元年度までの4年間で、1,025人(7.1%)減少しています。

令和元年度の等級別人数を平成27年度と比較すると、全ての等級で減少しており、特に2級の減少幅が大きくなっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

等 級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	4,403	4,388	4,283	4,279	4,168
2 級	2,190	2,134	2,060	2,031	1,968
3 級	2,417	2,388	2,339	2,308	2,228
4 級	3,347	3,361	3,219	3,188	3,089
5 級	1,078	1,057	1,032	1,015	979
6 級	973	982	973	977	951
合 計	14,408	14,310	13,906	13,798	13,383

資料：障がい福祉課(各年度末現在)

(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

平成27年度からの推移を見ると、増加しているのは音声・言語障がいのみで、内部障がいは横ばい、それ以外の障がい種別は減少傾向にあります。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

障がい種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障がい	1,093	1,054	1,001	987	951
聴覚・平衡 機能障がい	1,348	1,337	1,302	1,302	1,232
音声・言語 障がい	152	158	158	160	164
肢体不自由	7,262	7,132	6,900	6,762	6,490
内部障がい	4,553	4,629	4,545	4,587	4,546
合 計	14,408	14,310	13,906	13,798	13,383

資料：障がい福祉課(各年度末現在)

(4) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、平成28年度まで増加傾向にあった65歳以上もそれ以降減少に転じており、いずれの年齢階層も減少傾向となっています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	234	205	198	189	183
18歳～64歳	3,810	3,593	3,404	3,246	3,111
65歳以上	10,364	10,512	10,304	10,363	10,089
合 計	14,408	14,310	13,906	13,798	13,383

資料：障がい福祉課(各年度末現在)

3 知的障がいのある人の現状

(1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和元年度末現在 2,855 人（総人口の 1.2%）で、年々増加する傾向にあります。

障がい程度別に見ると、軽度のB2判定が 1,136 人と最も多く、全体の 39.8%を占めています。

また、平成 27 年から令和元年度にかけての増加率が高いのも軽度のB2判定で、増加率は 16.2%となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

障がい程度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A1判定	576	575	586	605	606
A2判定	394	408	411	417	423
A 判 定	2	2	2	2	2
B1判定	605	625	655	678	688
B2判定	978	1,022	1,053	1,104	1,136
B 判 定	0	0	0	0	0
合 計	2,555	2,632	2,707	2,806	2,855

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、18 歳未満の療育手帳所持者数はここ数年横ばいで、令和元年度末の人数は 399 人、構成割合は 14.0%となっています。

また、療育手帳所持者の高齢化により、65 歳以上の増加率が最も高くなっています。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	396	392	376	393	399
18歳～64歳	1,849	1,902	1,961	2,011	2,036
65歳以上	310	338	370	402	420
合 計	2,555	2,632	2,707	2,806	2,855

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

4 精神障がいのある人の現状

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末現在 2,809 人（総人口の 1.1%）で、等級別に見ると、2 級が最も多く、令和元年度は全体の 62.0%を占めています。

また、平成 27 年度からの推移を見ると、1 級は横ばい、2 級と 3 級は増加傾向にあり、全体で見ると 694 人（32.8%）増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

等 級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	304	316	311	305	303
2 級	1,368	1,450	1,550	1,673	1,742
3 級	443	527	597	700	764
合 計	2,115	2,293	2,458	2,678	2,809

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

(2) 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、18 歳未満は極めて少数で、18 歳以上が大半を占めています。

年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	11	12	16	23	26
18歳～64歳	1,736	1,849	1,964	2,108	2,218
65歳以上	368	432	478	547	565
合 計	2,115	2,293	2,458	2,678	2,809

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

平成 26 年 12 月までは、難病のうち 130 の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、その中で、56 の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患（11 疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年 1 月 1 日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。

令和元年 7 月 1 日から、医療費助成制度の対象となる指定難病は 333 疾病、小児慢性特定疾病は 762 疾病となっています。

本市における令和元年度の特定疾患医療受給者証の所持者は 2,322 人、小児慢性特定疾患医療受診券の所持者は 274 人となりました。

一方、平成 25 年 4 月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ 130 疾病が対象となっていました。さらに、上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成 27 年以降段階的に拡大が図られ、令和元年 7 月 1 日からは、361 疾病が対象となっています。

特定疾患医療受給者証所持者数などの推移

（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定疾患医療 受給者証所持者数	2,432	2,500	2,239	2,251	2,322
小児慢性特定疾患 医療受診券所持者数	291	334	313	280	274

資料：長崎県及び佐世保市（各年度末現在）

6 障がいのある子どもの就学の現状

(1) 市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は以下のとおりです。

特別支援学級及び通級指導教室の状況 (単位：学級・教室、人)

区 分				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特別支援学級	知的障がい	小学校	学級数	37	34	36	36	39
			児童数	100	98	110	113	116
		中学校	学級数	18	18	20	21	21
			生徒数	67	64	66	63	66
	自閉症・ 情緒障がい	小学校	学級数	32	39	41	42	44
			児童数	80	108	132	143	167
		中学校	学級数	19	21	18	21	22
			生徒数	40	50	48	49	64
	肢体不自由	小学校	学級数	6	8	8	6	7
			児童数	7	9	9	7	9
		中学校	学級数			2	3	2
			生徒数			2	4	3
	弱視	小学校	学級数	2	1	1	2	2
			児童数	2	1	1	2	2
	病弱 (院内)	小学校	学級数	1	1	0	0	0
			児童数	2	1	0	0	0
	病弱	小学校	学級数	6	9	10	11	18
			児童数	6	13	15	17	25
		中学校	学級数			3	6	6
			生徒数			3	6	6
	難聴	小学校	学級数	4	5	5	6	7
			児童数	6	9	9	10	8
		中学校	学級数	1	1	2	2	3
			生徒数	1	1	2	2	5
	小計		学級数	126	137	146	156	171
			児童・生徒数	311	354	397	416	471
通級指導教室	情緒障がい	小学校	教室数	11	12	13	13	13
			児童数	150	169	188	199	207
		中学校	教室数	1	1	1	2	2
			生徒数	9	14	19	27	37
	LD・ ADHD	小学校	教室数	1	1	1	1	1
			児童数	14	12	12	15	17
	言語障がい	小学校	教室数	12	11	10	10	10
			児童数	167	158	176	177	198
	難聴	小学校	教室数	1	1	1	1	1
			児童数	1	2	3	3	7
	小計		教室数	26	26	26	27	27
			児童・生徒数	341	355	398	421	466
合計		学級・教室数	152	163	172	183	198	
		児童・生徒数	652	709	795	837	937	

資料：学校教育課(各年5月1日現在(ただし、「病弱(院内)」は年間の利用人数)

(2) 特別支援学校への就学状況

市内の特別支援学校への就学状況は以下のとおりです。

市内の特別支援学校の状況

種別	学校名	佐世保市からの在学者数（人）				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
聴覚障がい	長崎県立ろう学校佐世保分校	3	3	0		6
知的障がい	長崎県立佐世保特別支援学校		60	28	91	179
肢体不自由	長崎県立佐世保特別支援学校		30	9	7	46
合 計		3	93	37	98	231

（令和2年5月1日現在）

7 障がい者の雇用の現状

(1) ハローワーク佐世保・江迎管内企業の障がい者の雇用状況

令和元年6月1日現在、ハローワーク佐世保・江迎管内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率（2.2％）を達成している企業は245社中139社で、達成率は56.7％となっています（佐々町・小値賀町・平戸市・松浦市を含む）。

ハローワーク佐世保・江迎管轄内企業の障がい者雇用状況

管轄	企業数	労働者数(人)	障がい者数(人)	障がい者雇用率(%)	雇用率達成企業の割合(%)
ハローワーク佐世保	204	28,528.5	640.5	2.25	54.9
ハローワーク江迎	41	3,716.0	86.5	2.33	65.9
計	245	32,244.5	727.0	2.25	56.7

※障がい者数には、重度障がい者（実人数×2）及び重度以外の障がい者を含む。

資料：ハローワーク佐世保・江迎（令和元年6月1日現在）

(2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

令和2年6月1日現在、市の行政機関における障がい者雇用率は1.36％で、法定雇用率2.5％に達していません。

市の行政機関における障がい者の雇用状況

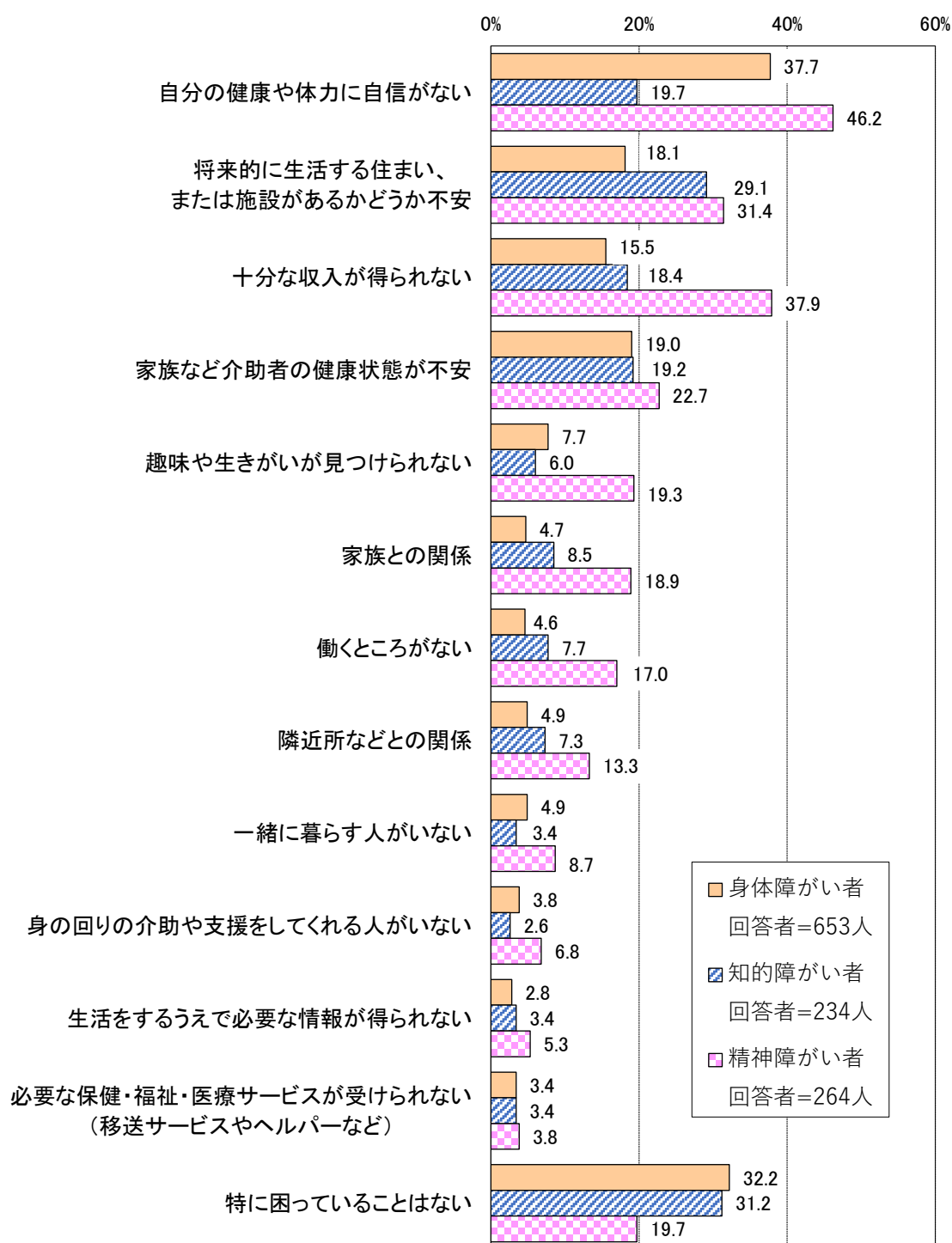
部 局	職員数(人)	対象職員数(人)	障がい者数(人)	障がい者雇用率(%)
市長部局 教育委員会 水道局	2,866	2,866	39	1.36

資料：職員課（令和2年6月1日現在）

8 アンケート調査結果に見る障がいのニーズ

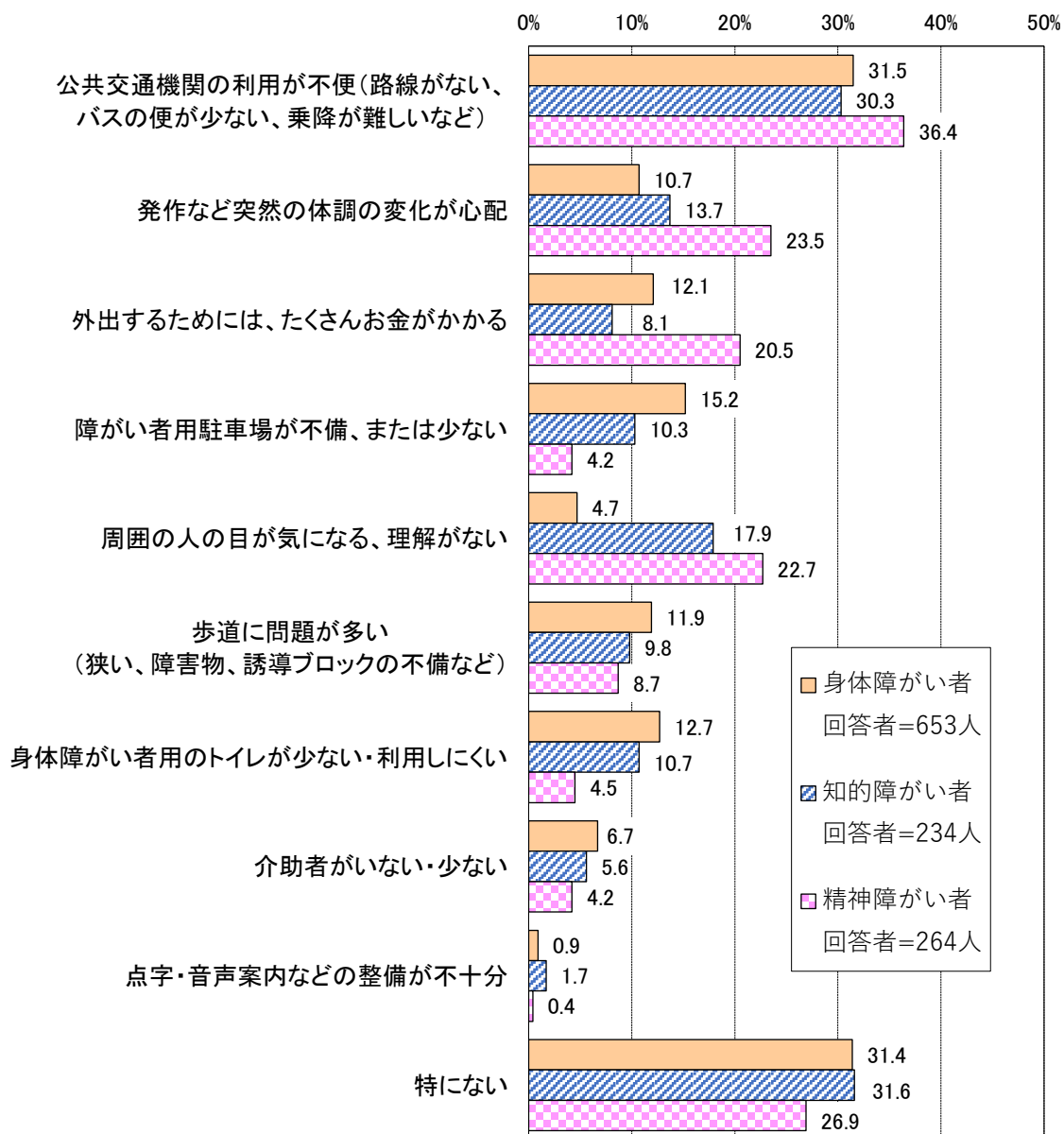
(1) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

身体障がい者と精神障がい者では「自分の健康や体力に自信がない」、知的障がい者では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が最も高い回答割合となっています。また、精神障がい者では「十分な収入が得られない」という回答もかなり高い割合となっています。



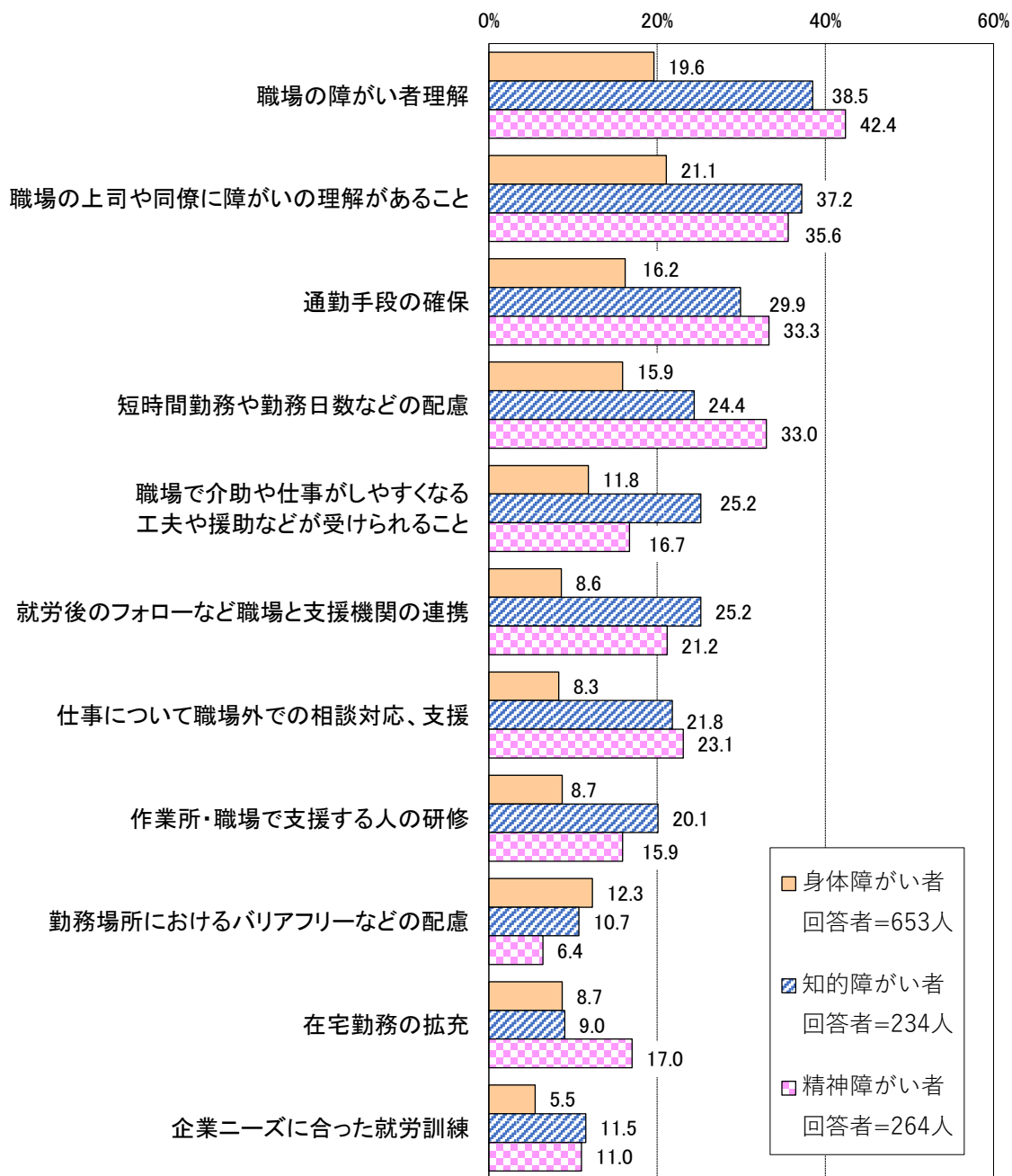
(2) 外出に関して不便や困難を感じること

いずれの障がい種別においても「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」という回答割合が最も高くなっています。また、知的障がい者では「周囲の人の目が気になる、理解がない」、精神障がい者では「発作など突然の体調の変化が心配」「周囲の人の目が気になる、理解がない」「外出するためには、たくさんお金がかかる」なども上位にあがっています。



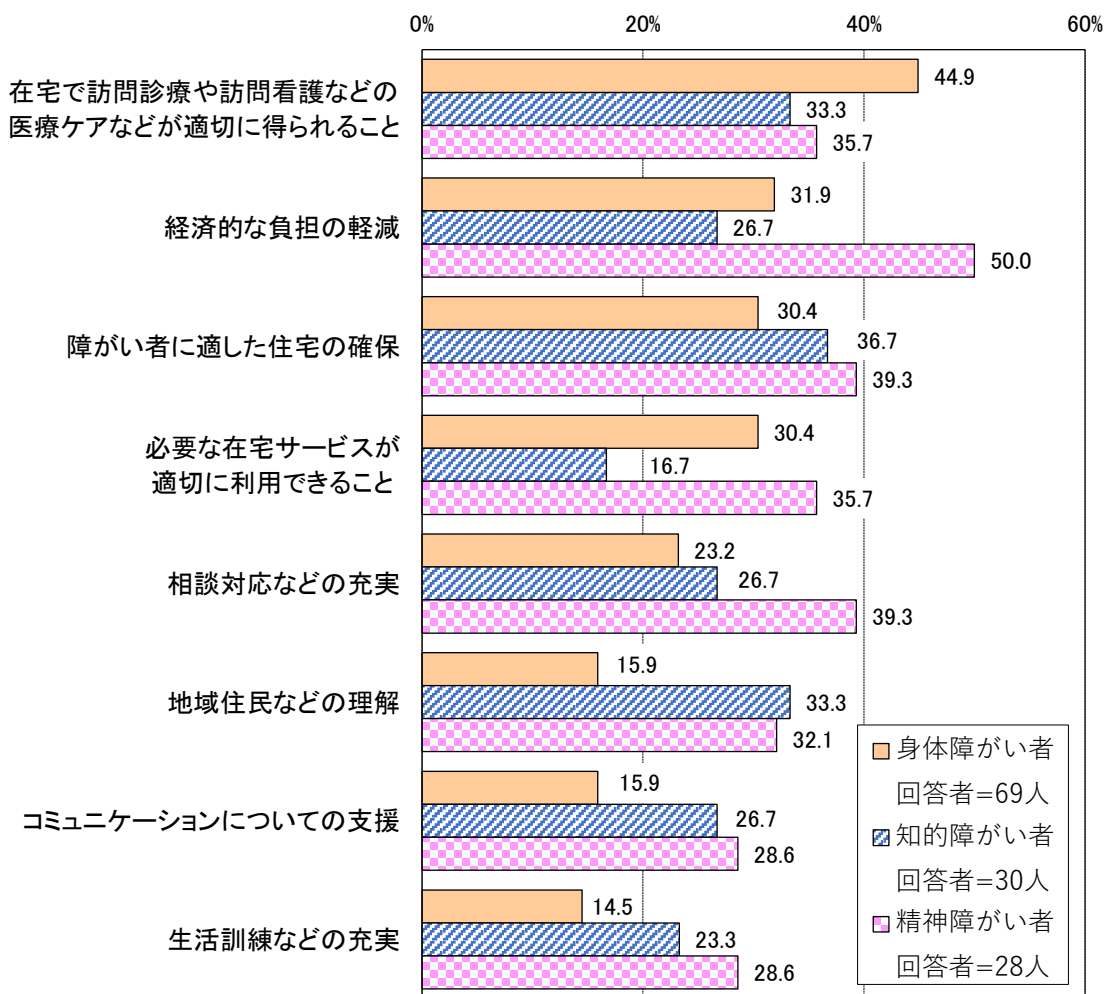
(3) 障がい者の就労支援として必要なこと

いずれの障がい種別においても「職場の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「通勤手段の確保」などが上位にあがっています。



(4) 地域で生活するために必要な支援

現在、入院・入所中の障がい者に対し、地域で生活するためには、どのような支援があればいいと思うか尋ねたところ、身体障がい者では「在宅で訪問診療や訪問看護などの医療ケアなどが適切に得られること」、知的障がい者では「障がい者に適した住宅の確保」、精神障がい者では「経済的な負担の軽減」がそれぞれ最も高い回答割合となっています。





第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

佐世保市障がい者プランの目標である「障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる『共生社会』の実現」に向けて、国の基本指針及び障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる 7 つを基本理念とし、その推進を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮します。

障がいのある人が必要とする障がい福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービスに係る提供基盤の整備を推進します。

また、第5章に「佐世保市成年後見制度利用促進計画」を定めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施し、障がい福祉サービスのさらなる充実に向けた取り組みを推進します。

発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障害者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えます。

障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取り組み等を計画的に推進します。

- ①地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ②制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に係る取り組み
- ③地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、保健・医療・福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を必要とする人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的な障がい福祉サービス等の提供と、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

今後とも、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズや各種法律※を踏まえて支援することが必要です。

特に、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

※各種法律：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）

2 サービスの体系

障がいのある人を対象としたサービスの体系は以下のとおりです。

大分類	小分類	サービスの種類
障がい福祉サービス	(1) 訪問系サービス	①居宅介護
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障害者等包括支援
	(2) 日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練(機能訓練・生活訓練)
		③就労移行支援
		④就労継続支援(A型・B型)
		⑤就労定着支援
		⑥療養介護
		⑦短期入所(医療型・福祉型)
	(3) 居住系サービス	①自立生活援助
		②共同生活援助
		③施設入所支援
	(4) 相談支援	①地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
		②計画相談支援
児童福祉法上	(1) 障害児通所支援	①児童発達支援
		②医療型児童発達支援
		③居宅訪問型児童発達支援
		④放課後等デイサービス
		⑤保育所等訪問支援
	(2) 障害児相談支援	①障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助
地域生活支援事業	(1) 必須事業	①理解促進研修・啓発
		②自発的活動支援
		③相談支援
		④成年後見制度利用支援
		⑤成年後見制度法人後見支援
		⑥意思疎通支援
		⑦日常生活用具給付等
		⑧手話奉仕員養成研修
		⑨移動支援
		⑩地域活動支援センター
		⑪専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修
		⑫専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣
	(2) 任意事業	①日中一時支援
		②訪問入浴サービス
		③訪問型レスパイト事業
		④社会参加支援



第4章

成果目標と活動指標の設定

1 令和5年度の成果目標

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和2年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。 ※数値は四捨五入で算出しています。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和2年度末までに、平成28年度末現在の施設入所者の9%以上(40人)を地域生活へ移行することを目標としていました。

令和元年度末までの地域生活移行者数は15人で、令和元年度末までの目標値(30人)に対する達成率は50.0%となっています。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和元年末時点における施設入所者(409人)の6%(25人)以上を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上(7人)削減することを基本とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
前計画の実績	令和元年度末現在の施設入所者数	409人
	令和元年度末までの地域生活移行者数※1	15人
本計画の目標値	令和5年度末の施設入所者数	402人
	令和5年度末までの削減数	7人
	令和5年度末までの地域生活移行者数※1	25人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

（３）地域生活支援拠点等有する機能の充実

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。

本計画では、令和５年度末までに市内に１つ以上の機能を持つ地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

地域生活支援拠点等の機能は、次のとおりです。

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

※地域包括ケアシステム：住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・教育・就労などのサービスを切れ目なく提供できる連携体制のことをいう。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和2年度における年間一般就労への移行者数の目標を54人と設定していましたが、令和元年度の一般就労移行者数は41人となっています。本計画では、国の指針に基づき、令和5年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上（52人）にすることを基本とします。

なお、前計画では、「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを基本とし、国の指針に基づき、令和2年度中に就労移行支援事業等の利用者数の目標値を188人（平成28年度末実績から2割以上増加させることを基本とする。）と設定するとともに、就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、令和2年度末までに全体の5割以上とすることを目標としていました。令和元年度の実績は、利用者数36人、事業所数36パーセントでした。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行		
前計画の 実 績	令和元年度の年間一般就労移行者数	41人
	令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	36人
	令和元年における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	36%
本計画の 目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数	52人

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

前計画では、国の指針に基づき、平成30年度から新設された就労定着支援について、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本としていました。平成30年度の就労定着支援利用者はいませんでした。

本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者（52人）のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

数値目標3：就労定着支援の利用者数及び就労定着率		
本計画の 目標値	令和5年度の就労定着支援事業利用者数	36人
	令和5年度における全就労定着支援事業所数に占める就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センター※等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

本市では、児童発達支援センター等を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援をより利用できる体制整備に努めてきました。本計画においても引き続き障がい児の地域生活支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を推進することを基本とします。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、利用促進を図ることを基本とします。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市では、令和元年度に保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、地域自立支援協議会専門部会（子ども部会）を設けました。本計画では、地域自立支援協議会において、医療的ケア児を含めた地域での福祉における課題を抽出し解決に向けた協議を行い、さらなる支援の充実を図ることを基本とします。

（６）相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。

②地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、及び地域の相談機関との連携強化の取り組みを継続することを基本とします。

※児童発達支援センター：通所利用の障がい児やその家族に対する支援に加え、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加に努めることを基本とします。

②障害者自立支援審査支払等システム※による審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

③指導監査結果の関係市町村との共有

本市が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施と、その結果を関係自治体と共有する体制をとることを基本とします。

※障害者自立支援審査支払等システム：障害福祉サービス事業所等が提供した障がい福祉サービスの費用について、事業所等からの請求、請求内容の審査、費用の支払いを行うもの。

2 活動指標の設定

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における活動指標（各種サービス事業量等）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年11月までの実績に基づく見込み値です。

I 障がい福祉サービス等の事業量見込み

（1）訪問系サービス

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	200	196	185	178	178	178
利用時間 (時間／月)	1,991	1,961	1,685	1,582	1,582	1,582

※令和2年度は令和2年11月までの実績に基づく見込み値（以下同じ）

※サービス見込み量の単位

人／月：1か月当たりの利用人数

件／月：1か月当たりの利用件数

時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	19	16	16	15	15	15
利用時間 (時間／月)	2,313	2,490	2,368	2,373	2,373	2,373

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	30	27	22	24	24	24
利用時間 (時間／月)	262	259	231	245	245	245

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	2	2	2	2	2	2
利用時間 (時間／月)	18	10	10	10	10	10

⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間／月)	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障がいのある人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	907	893	908	912	912	912
利用日数 (人日／月)	16,104	16,161	16,156	16,419	16,419	16,419

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	1	1	1	1	1	1
利用日数 (人日／月)	1	19	9	10	19	19

■自立訓練（生活訓練）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	20	22	24	25	26	28
利用日数 (人日／月)	434	471	476	486	492	500

③ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	59	36	34	32	37	47
利用日数 (人日／月)	1,101	629	595	557	637	827

④ 就労継続支援（A型・B型）

A型は就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がいのある人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

一方、B型は年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

■就労継続支援（A型）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	186	172	161	151	151	151
利用日数 (人日／月)	3,923	3,614	3,349	3,156	3,156	3,156

■就労継続支援（B型）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	900	1,009	1,059	1,112	1,168	1,226
利用日数 (人日／月)	17,081	19,205	20,308	21,242	22,306	23,421

⑤ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般企業等に新たに雇用された人に対して、一定の期間、就労の継続を図るために必要な事業主、障がい福祉サービス事業者、医療機関等の連絡調整等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0	1	1	1	1	1

⑥ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に対して、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	93	92	90	92	92	92

⑦ 短期入所（医療型・福祉型）

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

障害者支援施設等において実施可能な「福祉型」と病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能な「医療型」があります。

■短期入所（医療型）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	5	9	5	5	6	7
利用日数 (人日／月)	23	40	15	15	18	21

■短期入所（福祉型）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	54	55	46	46	50	56
利用日数 (人日／月)	300	244	292	293	305	319

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人などが居宅における自立した生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問、または随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）

就労または自立訓練、就労移行支援等を受けている障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	477	507	525	543	562	582

③ 施設入所支援

生活介護または、自立訓練、就労移行支援を受けている障がいのある人に対して、主に夜間において、障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	417	408	402	395	388	381

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (件／月)	470	509	550	597	649	705

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	2	2	0	1	2	3

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0

Ⅱ 児童福祉法上のサービスの事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がいのある子どもを対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要な障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

（１）障害児通所支援

① 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする未就学の障がいのある子どもが療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	126	161	202	248	291	336
利用入日数 (人日／月)	1,025	1,119	1,292	1,412	1,485	1,512

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもにつき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
利用入日数 (人日／月)	0	0	0	0	0	0

③ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0	0	1	1	1	1
利用入日数 (人日／月)	0	0	1	1	1	1

④ 放課後等デイサービス

学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、地域交流の機会の提供を行い、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	633	721	776	860	953	1,056
利用入日数 (人日／月)	6,384	7,288	7,725	8,646	9,579	10,614

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がいのある子どもに対して、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	2	5	12	13	13	13
利用入日数 (人日／月)	2	6	15	14	14	14

(2) 相談支援

① 障害児相談支援（障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助）

障がいのある子どもの自立した生活を支え、障がいのある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもに対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (件／月)	120	163	192	227	269	318

Ⅲ 地域生活支援事業の事業量見込み

本市では、障がいのある人等がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者啓発事業	実施	○	○	○	○	○	○
発達障がい支援事業	実施	○	○	○	○	○	○
街かどのふれあいバザール	実施	○	○	○	○	○	○

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
精神障がい者家族会支援事業	実施	○	○	○	○	○	○
知的障がい者社会参加促進事業	実施	○	○	○	○	○	○
聴覚障がい者生活支援事業	実施	○	○	○	○	○	○
(精神障がい)当事者支援事業	実施	○	○	○	○	○	○

③ 相談支援事業

○相談支援事業

障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門サービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡・調整し、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

○基幹相談支援センター

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関です。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施する事業です。

○住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	実施	—	—	—	—	—	—
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	○	○	○	○	○	○
住宅入居等支援事業	実施	—	—	—	—	—	—

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業 申立件数	(件/年)	0	6	7	9	9	9

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

⑥ 意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がいのある人の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業実利用件数	(件/年)	695	731	627	628	647	666
手話通訳者設置事業設置者 数	(人)	3	3	3	3	3	3

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障がいのある人等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	17	15	33	22	22	22
自立生活支援用具	(件/年)	27	32	31	30	30	30
在宅療養等支援用具	(件/年)	28	30	41	33	33	33
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	51	58	66	59	59	59
排泄管理支援用具	(件/年)	5,967	5,889	6,327	6,324	6,324	6,324
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(件/年)	3	4	2	3	3	3

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成講座修了者数	(人)	38	29	30	33	36	39

⑨ 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	(人/月)	64	63	53	58	58	58
利用時間	(時間/月)	588	551	481	518	518	518

⑩ 地域活動支援センター

利用者に対して、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	(か所)	2	2	2	2	2	2
利用者数	(人/月)	660	569	476	525	525	525

⑪ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行う事業です（手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業）。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記者 養成講座終了者数	(人)	0	12	12	12	12	12
盲ろう者向け通訳・介助員 養成講座修了者数	(人)	8	29	17	17	17	17

⑫ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

手話通訳者または要約筆記者について、障がい者団体などの会議や研修への派遣、専門性の高い分野での派遣を行うサービスです。また、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣も行います。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業実利用件数	(件/年)	695	731	627	628	647	666
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業実利用件数	(件/年)	251	212	162	189	189	189

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	(人/月)	29	28	22	27	27	27

② 訪問入浴サービス事業

身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	(人/月)	5	7	9	11	11	11

③ 訪問型在宅レスパイト事業

重症心身障がい児者の介護者の代わりに、訪問により居宅において医療的ケアを伴う見守りを行う事業です。(令和2年10月から事業開始)

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	(人/月)			17	17	17	17

④ 社会参加事業

自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がいのある人への支援により、社会参加を促進する事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自動車運転免許取得事業 利用件数	(件/年)	1	0	1	1	1	1
自動車改造費助成事業利 用件数	(件/年)	4	7	6	6	6	6



第5章

障がいのある人の権利擁護の充実 【成年後見制度利用促進基本計画】

1 計画策定の背景について

成年後見制度とは、認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、人間としての尊厳や財産が損なわれないよう支援する制度です。

本市はこれまで、成年後見等申立てができる者がいない人に対し、市長による申し立ての実施や、後見人等に対し報酬の支払いが困難な人に対する報酬の助成等、成年後見制度の充実を図ってまいりました。

そうした中、財産の管理または日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年に施行し、同法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本市においても、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「佐世保市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「当計画」とする。）を策定することとしました。

2 計画の策定根拠と計画期間

当計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村計画として策定するものです。

計画期間は、「佐世保市障がい福祉計画（第6期）・佐世保市障がい児福祉計画（第2期）」および、「佐世保市老人福祉計画・第8期佐世保市介護保険事業計画」の各計画期間に合わせて、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3 計画策定に向けた検討

（1）成年後見分野に精通する専門職等を招いた意見交換会の実施

当計画の策定を行うにあたり、成年後見分野に精通する弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、学識経験者、公証人、させぼ成年後見センター職員、地域包括支援センター職員、長崎家庭裁判所書記官（オブザーバー）を招き、成年後見制度の促進に向けた意見交換を行いました。

(2) 成年後見制度に関する実態調査の実施

当計画の策定に先立ち、成年後見制度の認知状況等について調査を実施し、実態把握を行いました。

① 調査対象

- ・一般高齢者、要支援相当の総合事業対象者、要支援認定者 2,000 人（うち有効回収数 972 人）
- ・民生委員児童委員、町内会長 1,196 人（うち有効回収数 964 人）
- ・高齢者福祉サービス事業所、障がい者福祉サービス事業所 862（うち有効回収数 201 人）
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士 82 人（うち有効回収数 16 人）

② 調査方法

調査の対象者に郵便により調査票発送、回収

③ 調査期間

令和2年2月から同年4月まで

4 本市の現状

本市において、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の成年後見制度を必要と思われる人は、増加傾向にありますが、本市居住の後見制度利用者数は、認知症状のある高齢者数や知的障がい、精神障がいのある人に対し少ない状況です。

① 後見制度の利用実績

（単位：人）

	平成 30 年	令和元年	令和2年
後見制度利用者数※1	350	367	373
後見	279	286	293
保佐	56	62	62
補助	12	15	16
任意後見	3	4	2
認知症状のある人※2	9,167	9,235	9,230
知的障がい、精神障がいのある人※3	5,191	5,484	5,664

※1 本市に居住されている人における利用者数(各年 10 月時点の概数・長崎家庭裁判所提供)

※2 要介護認定調査(各年3月31日時点)における認知症日常生活自立度Ⅱ※以上の人数

※3 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数(各年3月31日時点)

② 実態調査結果の概要

- ・一般高齢者、総合事業対象者等、民生委員児童委員、町内会長を対象とした成年後見制度の認知状況の調査では、53.8%の人が知らない又は内容を知らないと回答。
- ・一般高齢者、総合事業対象者等、民生委員児童委員、町内会長を対象としたボランティアでの後見活動の関心の調査では、3.9%の人が関心があると回答。
- ・民生委員児童委員、町内会長を対象とした成年後見制度についての相談先の調査では、10.1%が市や社会福祉協議会、14.6%が地域包括支援センターと回答。
- ・福祉サービス事業所を対象とした成年後見利用による効果の調査では、28.9%の事業所が金銭管理により家計が安定するようになったと回答
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士を対象とした後見人報酬助成等の助成事業についての認知状況の調査では、31.3%が知らないと回答。
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士を対象とした市民がボランティアで後見活動を行うことについての調査では、62.5%が賛成と回答。

5 現状から見える課題

- ・成年後見制度に対する周知が足りない。
- ・後見申立費用や後見報酬の助成等の制度利用支援に対する周知が足りない。
- ・成年後見制度に関する相談窓口の周知が足りない。
- ・成年後見制度についての関心が全体的に低い。

6 施策

本市では、必要な人が成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、以下の施策の方針を定めます。

○地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制、意思決定・身上保護（身上監護）を重視した成年後見制度の運用に資する支援の役割を持つ地域連携ネットワークを構築する必要があります。

本市においては、佐世保市高齢者虐待防止ネットワーク会議、認知症初期集中支援チーム、地域ケア個別会議、佐世保市地域自立支援協議会等の既存のネットワークから成年後見制度につなげる仕組みを構築します。

また、法律や福祉の専門職で構成する協議会をつくり、成年後見制度の利用促進に関し関係者間との連携や情報共有を図ります。さらに、佐世保市や地域包括支援センター、させば成年後見センター、障がい者の相談支援事業所等で受ける後見人やその支援者、関係機関からの相談に対し、専門的知見で助言を行える体制づくりを進めます。

○中核機関の整備・運営

権利擁護支援や成年後見制度の利用促進をさらに進めるためには、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う司令塔機能を持った機関の設置が必要です。

現在、本市には、佐世保市社会福祉協議会が運営するさせば成年後見センターがあり、成年後見制度に関する相談や制度の普及・啓発、法人後見[※]の受任等を行っており、中核機関としての機能の一部を担っている状況です。今後、本市と社会福祉協議会の協働による中核機関の運営について検討を行い、本市の中核機関の整備を図っていきます。

また、市民を対象とした成年後見支援員を養成し、制度の知識の普及啓発を図るとともに、法人後見や日常生活自立支援事業[※]の支援員として活用を図り、将来市民後見人[※]として選任された場合においても支援できる体制を整えていきます。

■実績と計画（成年後見制度促進事業）

（単位：人）

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見 支援員養 成者数 (累計)	計 画	15	15	15	35	35	35
	実 績	15	15	15			

※令和2年度の実績は見込み

※佐世保市社会福祉協議会が要請した市民後見人候補者を含む

○安心して利用できる制度

親族等による後見等申立てが期待できない人に対し市長による申し立ての実施や、申立費用や後見人等に対する報酬の負担が困難な人に対しては、申立費用や後見人等報酬費用の助成を行っていますが、今後も制度の周知を図り、必要な人に支援を行うことで制度の活用を図っていきます。

また、任意後見制度は、本人が十分判断能力があるうちに、将来に備えて自ら任意後見人を選ぶ制度で、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になることから、制度の周知を図っていきます。

■実績（成年後見制度申立事業）

（単位：件）

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
市長による申立 件数	高齢者	20	9	10
	障がい者	0	6	8
申立費用助成 件数	高齢者	—	0	0
	障がい者	—	0	0
報酬助成件数	高齢者	5	22	26
	障がい者	1	2	4

※令和2年度の実績は見込み

※申立助成は、令和元年度から実施。

※報酬助成は、平成30年度までは市長申立を行った場合のみを対象としていたが、令和元年からは市長申立以外にも対象を拡大。

※認知症日常生活自立度Ⅱ：認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のひとつで、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる状態が、日中を中心として見られるもの。

※法人後見：社会福祉法人や NPO などの法人が成年後見人、保佐人、補助人になり、親族や専門職による後見人等と同様の支援を行う。

※日常生活自立支援事業：認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業。

※市民後見人：弁護士や司法書士等の専門職以外の人で、社会貢献への意欲や倫理観が高い市民の中から成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた、親族以外の第3者による後見人。



第6章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたっているため、障がい福祉課が中心となり、これら庁内関係部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者や難病患者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「佐世保市地域自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、障がい福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。



資料編

1 佐世保市障がい者プラン

I 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本計画は、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現を目標とします。

また、「障害者総合支援法」の趣旨に則り、障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施、及び施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備等に配慮し、障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員として共に生きる社会作りをめざします。

(2) 基本的視点

① 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人を施策の対象とみるのではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の策定及び実施にあたっては、障がいのある人及び障がいのある人の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

あわせて、障がいのある人本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

② 障がいのある人の視点に立った総合的な支援

障がいのある人が適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法の障がい者の定義を踏まえ、『①障がい者施策は、障がいのある人が日常生活または社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること』、『②障がいのある人の支援は、障がいのある人が直面するその時々困難の解消だけに着目するのではなく、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること』に留意します。

③ 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。

特に、『①女性である障がい者は障がいに加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること』、『②障がい児には、成人とは異なる支援の必要性があること』に留意します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、市民のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

④ 社会的障壁の除去

障害者基本法においては、障がいのある人が経験する困難や制限が、障がいのある人個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。このような視点を踏まえ、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無に関わらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去をすすめ、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

特に、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立または社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取り組みが行われる必要があります。

このため、関係機関や障がい者団体をはじめとする様々な主体の取り組みとの連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解のもと、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

具体的には、広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の取り組みを支援します。

(3) 施策の体系

	基本目標	施策の柱	施策
1	権利を守って いきます	① 差別の解消及び 権利擁護の推進	i) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進 ii) 障がいを理由とする差別の解消の推進 iii) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進
		② 行政サービスなどでの 権利擁護のための配慮	i) 市役所の事務や事業における権利擁護のための配慮 ii) 選挙での投票環境の配慮
2	自分らしい自立した生活を支援して いきます	① 生活支援のための 基盤づくり	i) 生活を支援する情報提供の充実 ii) 生活を支援する相談支援体制の充実 iii) 障がいのある子どもへの支援の充実 iv) 生活を支援するサービスの充実 v) 地域生活への移行支援の充実
		② 保健・医療サービスの 充実	i) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進 ii) 保健・医療サービスの充実 iii) 精神保健・医療施策の推進 iv) 難病患者などへの支援
		③ 雇用と就労の充実	i) 就労支援の推進 ii) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実 iii) 雇用・就労機会の拡充 iv) 福祉的就労の質の充実
		④ 安全安心対策の推進	i) 災害時に備えた避難行動支援体制の充実 ii) 災害時の多様な情報伝達の実施
3	社会参加の機会を充実して いきます	① 療育と教育の充実	i) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実 ii) 療育の場と発達支援の充実 iii) 幼児期や学齢期での共に育つ場と学校教育の充実 iv) 学校における進路指導の充実 v) 学校教育施設のバリアフリー化の推進
		② 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加 の機会の充実	i) 地域での交流の機会の充実 ii) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実 iii) 障がいのある人やその家族団体の支援 iv) ボランティアの育成と活動の支援
		③ 生活環境の整備	i) 福祉環境整備の促進 ii) 住宅・住環境整備の推進
		④ コミュニケーションの 支援	i) 情報提供のバリアフリー化の推進 ii) コミュニケーションの支援の充実

Ⅱ 具体的な取り組み

基本目標 1 権利を守っていきます

① 差別の解消及び権利擁護の推進

【基本方針】

すべての住民が、障がいのあるなしに関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる「共生社会」の実現をめざします。

【取り組み内容】

i) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

項目	取り組み内容
市の広報紙や啓発パンフレットによる広報活動の充実	「広報させば」を活用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、必要な情報をホームページ上で発信するように努めます。 また、国、県などの啓発パンフレットの有効活用、ヘルプカードの普及を図ります。
啓発イベントと交流の充実	啓発イベントについては、障がい者団体やボランティア団体との連携を図り、そのあり方と内容を検証しながら、障がいのあるなしや種別、程度に関わりなく、共に集い理解を深めることができる交流の機会拡大を図ります。
交流及び共同学習の充実	小さい頃から障がいへの正しい知識と認識を深めるために、今後も引き続き、小・中学校において当事者や家族から話を聞いたり、同年代の児童生徒同士で学習をしたりするなど、交流及び共同学習の場を積極的に設け、互いに認め合い、支え励まし合える豊かな人間性の育成に努めます。 また、県等とも連携し、特別支援学校の社会との接点の拡大を促進します。
各種関係機関の障がいへの理解の促進	各種福祉サービス事業所や教育機関、医療機関、行政機関など、障がいのある人や障がいのある子どもに関わる様々な機関において、障がいの特性についての理解を深めるため、定期的な学習機会の確保等ができるよう、環境整備に努めます。
障がい者団体等の連携	障がいのある人の有する様々な問題や障がいの特性について、直接障がいのある人や障がい福祉関係者から話を聞ける機会を設けられるよう、障がいのある人や障がい者団体、サービス事業者等の連携による人権教育・福祉教育の充実に努めます。

ii) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

項目	取り組み内容
障害者差別解消法に対応する体制の整備	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
障害者雇用促進法に対応する体制の整備	「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に基づき、障がいの有無に関わらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを促進します。

iii) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進

項目	取り組み内容
障がい者ケアマネジメント体制の拡充	単に障がい福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がいのある人のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障がいのある人のケアマネジメントを行うことができる相談支援窓口の充実を図ります。
地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携	「佐世保市地域自立支援協議会」を地域の社会資源間のネットワークの核として、困難事例への対応のあり方に関する協議や取り組み内容の発信を通して、引き続き地域の関係機関によるネットワークの構築と連携を図ります。
障がいのある人の権利擁護の充実	社会福祉協議会や家庭裁判所と連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発を推進し、市民後見人や法人後見人を含めた制度の活用を促進することにより、障がいのある人の権利擁護の充実を図ります。
障がいのある人への虐待防止	定期的な見守りや関係者の講習充実など、障がい者虐待防止の周知・啓発及び早期発見に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の強化を図ります。 また、プライバシーについての配慮とあわせて、相談しやすい窓口とします。

② 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮

【基本方針】

障がいのある人が、適切な行政サービスを円滑に利用することができるよう、合理的な配慮を行います。

【取り組み内容】

i) 市役所の事務や事業における権利擁護のための配慮

項目	取り組み内容
職員研修の充実	市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。
行政における合理的配慮※の徹底	市役所・行政機関における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。
窓口業務や施設整備における合理的配慮の推進	市役所・行政機関の窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した取り組みをすすめます。また、市役所・行政機関の施設などでは、窓口やトイレ、会議室などへ円滑に移動できるよう、バリアフリーをすすめます。なお、個別の対応が必要な場合には、※合理的な配慮を行います。

※「合理的な配慮」とは

国・県・市などの役所や、会社やお店などの事業者は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する（事業者においては、対応に努める。）。

ii) 選挙での投票環境の配慮

項目	取り組み内容
投票環境の向上の推進	投票所での段差解消や障がい特性に応じた支援を行う職員の配置など、投票環境の向上を図ります。 また、郵便等による不在者投票制度など、投票行動を支援する仕組みの周知・啓発に努めます。

基本目標２ 自分らしい自立した生活を支援していきます

① 生活支援のための基盤づくり

【基本方針】

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活を営むことができる「共生社会」の実現をめざします。

【取り組み内容】

i) 生活を支援する情報提供の充実

項目	取り組み内容
多様な広報・情報媒体を通じた情報提供の充実	市の広報紙やホームページ、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。 また、特に患者数が少ないことで情報が乏しくなる難病の人に対しての情報提供についても充実を図ります。

ii) 生活を支援する相談支援体制の充実

項目	取り組み内容
関係機関との連携強化による相談支援体制の充実	障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱える様々な困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、市内や近隣地域の相談支援にかかわる関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。
相談支援体制における専門性の強化	相談支援にかかわる市及び事業所職員の専門的知識を充実させるとともに、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関との連携強化を図ります。

iii) 障がいのある子どもへの支援の充実

項目	取り組み内容
早期からの支援体制の充実	乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所や幼稚園などでの保育・教育活動、子育て支援事業等において、発達上の問題や支援の必要性を早期に発見し、適切な生活支援につなぎます。
適切な療育支援につながる相談支援の提供	障がい受容の観点などから、子どもや保護者などの個々の状況に応じた相談支援をていねいにすすめながら、適切な療育支援につなげます。
きょうだい児への支援の充実	障がいのある子どもに目が向きがちな環境の中で育つきょうだい児のこころの健康についての周知・啓発に努めるとともに、きょうだい児同士の交流の機会の充実を図ります。

iv) 生活を支援するサービスの充実

項目	取り組み内容
日中活動の場や機会の充実	住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携しながら、障がいのある人の社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。 また、社会との接点が乏しくなりがちな障がいのある人に対し、本人の希望に合わせて情報提供に努めるとともに、支援体制の充実を図ります。
生活の場の確保や生活援助の充実	住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備促進や居住に関する相談支援といった生活の場の確保や生活援助の充実を図ります。
経済的支援の充実	地域での安心な生活を安定して送れるよう、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を適切に運用していくとともに、各種手当などの給付や医療費の助成などを行います。
日常生活用具や補装具などの適切な利用の促進	自分らしい自立した生活を支援するため、日常生活用具や補装具などについて、適切な利用の促進及び給付の充実を図ります。
介護給付体制の充実	在宅で自立した生活を送ることができるよう、家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援の充実を図るとともに、常時介護を必要とする重度の障がいのある人や医療ケアが必要な人など、障がいのある人の多様な介護ニーズに対応していきます。

項目	取り組み内容
家族介護者支援 の充実	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、短期入所や日中の一時預かりを行う事業の必要なサービス量の確保を図るとともに、長崎県と連携しながら重度医療ケア児の一時預かり等サービス量の確保を図ります。また、障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場やピアカウンセリング※について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。

※「ピアカウンセリング」とは
同じような立場にある人による相談や助言。

ⅴ) 地域生活への移行支援の充実

項目	取り組み内容
地域生活支援 体制の充実	地域での生活が可能な入所者や長期入院者が、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援の充実に努めます。そのために、今まで培ったノウハウとネットワークを活用して、専門家によるきめ細かな支援を受けながら、自立した地域生活に必要な体制整備を図ります。
入所・入院から地 域生活への移行 に対応したサー ビスの充実	自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域における居住の場としてのグループホームの活用を図ります。 また、入所・入院からの地域生活への移行を促進するため、自立生活援助を活用しながら地域生活の支援充実を図ります。
地域における 障がいのある人 への理解の促進	障がいのある人の地域生活移行においては、居住地域の住民の理解が必要であることから、地域社会全体として障がいに対する理解をより深めていくための啓発を行います。

② 保健・医療サービスの充実

【基本方針】

保健・医療のサービスを安心して受けられ、地域社会での生活を続けていくことができる「共生社会」の実現をめざします。

【取り組み内容】

i) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進

項目	取り組み内容
妊産婦に対する保健事業の充実	妊婦の気持ちに寄り添いながら、妊婦健康診査や妊婦に対する相談、訪問指導等の充実に努めます。
乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査、乳児健康診査、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談等により疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育に努めます。
生活習慣病の予防と早期発見・早期治療	生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防のため、特定健康診査と特定保健指導により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を推進するとともに、健康づくり計画「第2次けんこうシップさせぼ21」に基づき、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むよう、意識や行動の変化につながるわかりやすい情報提供を行います。
精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進	心の健康増進やストレス対策として健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。 また、保健師による相談や医師による精神保健相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。

ii) 保健・医療サービスの充実

項目	取り組み内容
障がいのある人の保健に関する情報提供と健康診査の受診勧奨	障がいのある人の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障がいの特性により、受診がしづらい状況にある人のため、障がいの特性に配慮した受診環境の構築や受け入れる医療関係者への障がいに関する情報提供の充実に努めます。
障がい者歯科保健事業の推進	佐世保市歯科医師会との連携のもと、障がいのある人の歯科保健事業の充実に取り組むとともに、予防に重きをおいた「かかりつけ歯科医師」との関わり方について周知していきます。

iii) 精神保健・医療施策の推進

項目	取り組み内容
精神障がいのある人の保健事業の推進	精神障がいのある人が安定した生活を送れるよう、家庭訪問や発達障がいデイケア、家族への支援などの充実を図ります。
精神障がいに対する正しい理解の普及啓発	精神障がいに対する正しい理解を促進するため、啓発イベントなどの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発や、精神科医療機関、他の医療機関との連携をすすめます。
精神障がいのある人への関係機関と連携した支援の充実	精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センターや相談支援事業所などによる日常的な関わりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。
きめ細かい支援が必要な人に対応できる体制づくり	未受診や治療中断者、また、ひきこもり状態にある人やその家族など、きめ細かい支援が必要な人への対応を充実するため、医療機関、相談支援事業所など関係機関との連携を強化します。

iv) 難病患者などへの支援

項目	取り組み内容
難病患者のサポート体制の充実	難病患者が安心な療養生活を送れるように、その家族の療養上の不安や介護の負担を軽減できるように、家庭訪問を行うとともに、訪問看護師・ケアマネジャー・ヘルパーといった保健・医療・福祉の関係者に対して研修を実施し、サポート体制の充実を図ります。
専門的な相談支援の強化	医療機関や関係団体と協力しながら、医療相談会を開催するなど、難病患者やその家族への専門的な相談支援に努めます。

③ 雇用と就労の充実

【基本方針】

周囲の理解の促進により、仲間と共に働き、活動しやすい環境をつくることで、生きがいを実感できる「共生社会」の実現をめざします。

【取り組み内容】

i) 就労支援の推進

項目	取り組み内容
障がいのある人の雇用促進と働きやすい職場環境づくりの促進	国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率の達成をめざします。また、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と働きやすい職場環境づくりを促進します。
就労移行支援や就労継続支援の提供体制の確保	就労移行支援事業の拡充を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、就労継続支援A型・B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、一般就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。
就労支援ネットワーク事業による就労支援の充実	就労支援ネットワーク事業による求職活動支援、職場適応支援により、障がいのある人の一般就労の促進と就職後の職場定着を図ります。 また、就労の質向上のため、勉強会や意見交換の場の充実を図るとともに、未参加事業所の参加を促します。

ii) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

項目	取り組み内容
情報提供や相談支援の体制整備	障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るための情報提供を図ります。 また、相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者などの就業を促進します。

iii) 雇用・就労機会の拡充

項目	取り組み内容
雇用・就労機会の推進	障がいのある人の一般雇用を促進するため、就労継続支援A型や就労移行支援の利用を推進します。また、農業の担い手不足と労力不足の解消並びに障がい者の雇用の場の確保を図るため、農福連携事業を推進します。
市役所における障がいのある人の雇用の推進	計画的な市職員採用選考試験実施の際に、障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。また、市役所に開設した「させばチャレンジルーム」において、障がいのある人が一般企業に就労できることを目標に、庁内業務を通して本人たちの事務作業能力を向上させる取り組みをすすめます。

iv) 福祉的就労の質の充実

項目	取り組み内容
福祉的就労の質の向上	自立した生活に必要な経済的基盤の確保や、働くことによる生きがいの創出を目的として、工賃向上等による福祉的就労の充実を図ります。また、一般就労への移行を促進するため、就労移行支援や就労継続支援A型を福祉的就労の主体とし、就労継続支援B型事業所においては、必要性に応じて設置します。
物品等の優先調達の推進	就労継続支援事業所や障害者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめます。 障害者就労施設等への発注額については増加傾向にあり、平成28年度に1,100万円となっています。平成30年度に1,200万円をめざし、翌年度以降100万円ずつ増加させることを目標とします。

④ 安全安心対策の推進

【基本方針】

災害時に強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる
「共生社会」の実現をめざします。

【取り組み内容】

i) 災害時に備えた避難行動支援体制の充実

項目	取り組み内容
災害の知識及び 対処法について の啓発・広報	平時から広報紙、ホームページ、防災関連マップ（洪水ハザードマップ等）の広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。 さらに、関係機関と連携し、避難場所や避難経路、災害に対する対処法についての啓発を行います。
避難行動要支援 者の情報提供と 支援	民生委員や町内会等への情報提供に同意した避難行動要支援者※の名簿を、避難行動要支援者を支援する関係者に提供し、地域における平常時からの見守りや声かけなど日常的な関わりを深める取り組みを支援します。 また、災害時における避難行動要支援者と避難行動要支援者を支援する関係者との連携を支援します。
地域コミュニ ティによる防災 体制の強化	避難行動要支援者の避難を想定した防災訓練を実施します。また、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所など、福祉・消防・防災部門の連携のもと、支援体制充実のため、地域コミュニティを中心とした連携強化に努めます。
避難時の受け 入れ態勢の強化	災害時に必要となる様々な対応を想定しながら備蓄をすすめるとともに、災害時の避難所生活において障がいの特性に応じた配慮を行い、その後の受け入れ先として民間福祉施設が活用できるよう施設側との協議をすすめ、施設数の確保に努めます。 また、特別な配慮を必要とする避難者に対応できる福祉避難所の確保に努めます。

※「避難行動要支援者」とは

災害時に指定された避難所まで自力で避難することが困難で、特に支援を要する人

ii) 災害時の多様な情報伝達の実施

項目	取り組み内容
災害時の多様な 情報伝達手段の 確保	災害時の避難行動に関わる情報伝達について、防災行政無線をはじめ、インターネットや電子メール、電話などの多様な伝達手段を活用するとともに、利用を促すための周知を図ります。
緊急通報受理 体制の整備充実	障がいのある人やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ即時通報できるよう、緊急通報・連絡体制の整備、充実を図ります。 音声に頼らない通報手段として「FAX119 受付システム」等についても、引き続きその周知と円滑な運用を行います。

基本目標 3 社会参加の機会を充実していきます

① 療育と教育の充実

【基本方針】

適切な療育と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリー化をすすめることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

【取り組み内容】

i) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実

項目	取り組み内容
学校卒業後の生活支援体制の強化	乳幼児期から学齢期（学校在籍中）における一貫した関わりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。
教育相談・就学相談体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がいのある子ども個々の実態に即した就学をすすめるため、本人、保護者の意向を聴取しながら適切な就学相談に努めます。

ii) 療育の場と発達支援の充実

項目	取り組み内容
専門的な相談支援体制の強化	発達障がいなど、多様化する児童生徒が抱える障がいに対し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。
療育・教育相談・就学相談に関する広報の充実	障がいのある子どもの保護者の精神的な不安の緩和に向けて、関係機関と提携し、適切な時期に相談を受けられるよう、障がいのある子どもに関わる療育・教育相談や就学相談について周知に努めます。

iii) 幼児期や学齢期での共に育つ場と学校教育の充実

項目	取り組み内容
特別支援教育の充実	障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。
小中学校における教職員研修の充実	発達障がいなど多様化する障がいを抱える子どもに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。
関係機関や保護者、住民等との交流の機会の充実	学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民などとの交流の機会を設けていきます。

iv) 学校における進路指導の充実

項目	取り組み内容
進路指導の充実	障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導や就労指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。 そのため、作業学習や企業実地研修を行うとともに、十分な活動が行えるよう事業所の確保と体験活動実施期間の充実に努めます。また、企業経営者、施設関係者等の外部講師を確保し講演会の実施を検討していきます。

v) 学校教育施設のバリアフリー化の推進

項目	取り組み内容
学校施設のバリアフリー化	障がいのある子どもの就学機会を拡充し、児童生徒が安心して楽しく学校生活をおくれるよう、学校の建物や設備を、障がいのある子どもに配慮したものとなるよう改善に努めます。 そのため、多目的トイレやスロープの設置をすすめるとともに、特別支援教育補助指導員などの人的配置に努めます。

② 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

【基本方針】

地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

【取り組み内容】

i) 地域での交流の機会の充実

項目	取り組み内容
地域住民間の交流機会の創出	障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、それを支える人材を確保し、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。
地域住民間の交流意識の醸成	地域に気にかかる人がいたら、地域住民でお互いに協力し合いながら見守っていくなど、住民同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。

ii) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

項目	取り組み内容
文化活動の支援	障がいのある人による文化活動を支援することにより、社会参加や障がいへの理解を促進するよう努めます。
障がい者スポーツの振興	県障がい者スポーツ大会への参加や助成を通じて、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立って、生活の中で楽しむことのできるスポーツと競技性の高いスポーツの両面から振興を図っていきます。
障がい者スポーツ指導員等の養成・確保	障がい者スポーツの指導に携わる人材を確保するため、長崎県障害者スポーツ協会との連携を図りながら、多様な障がい特性に対応できる障がい者スポーツ指導員やレクリエーション指導のできる人材の養成をすすめます。

iii) 障がいのある人やその家族団体の支援

項目	取り組み内容
障がいのある人やその家族団体の支援	障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、各種団体を紹介するとともに、住民に対し活動への理解や行事への参加を促進します。 また、高齢化等による会員数減少対策など、活動の継続を支援するため、活動内容の周知を図ります。

iv) ボランティアの育成と活動の支援

項目	取り組み内容
ボランティア活動に関する情報提供と相談	「佐世保市ボランティアセンター」と連携して地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。また、福祉推進協議会を中心に、障がいのある人たちの周りに暮らす住民が身近な相談相手となり、情報提供、相談を行えるよう支援していきます。
地域に根ざした福祉活動の促進	地域で支え合うシステムづくりは、地域に根ざした活動を通じて実現していくものであることから、地域の実情に応じた、住民主体の取り組みを盛り上げていくことが必要です。そこで、各地区の地域福祉の担い手となる方や団体のネットワーク化を促進し、相互に情報を共有しながら、地区内の公民館や集会所などの身近な拠点を利用した、地域の住民が参加しやすい活動づくりを促進します。
精神保健ボランティアの養成	精神保健ボランティアは、精神保健に関する正しい知識の普及啓発や精神障がいのある人の社会復帰援助活動の担い手として不可欠であり、関係機関との連携により、引き続き拡充を図ります。
理解者・協力者の人材育成	地域における理解者・協力者の資質の向上には、研修だけでは十分ではないため、生活支援・イベント・施設活動等で実際のボランティアとして体験を積み重ねるなど、障がいのある人の理解者・協力者の育成に努めます。

③ 生活環境の整備

【基本方針】

生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

【取り組み内容】

i) 福祉環境整備の促進

項目	取り組み内容
公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進	バリアフリー法や長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、市内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。また、障がい者用駐車場や点字ブロックについて、適正な利用が妨げられないことがないように、広報・啓発に努めます。
公共交通機関の利便性の確保	市内乗合バス事業者において、障がいのある人の移動が円滑に行われることを促進するため、今後も障がい特性に対応したバスの増台に努め、財政状況も勘案しながら、サービス充実への取り組みを支援します。バス路線内には低床型バスが走行しにくい箇所もあることから、その解消に向けて関係先と調整をすすめます。 運行面においては、すべての利用者が安全で快適に乗車できるよう乗務員等の教育等を支援します。 フェリーの老朽化に伴う新造船の導入を行う場合は、スロープ、エレベーター、障がい者専用座席、適合トイレ等を備えた船舶が就航されるように取り組みます。 また、駅舎、フェリー等の旅客ターミナルのバリアフリー化について、鉄道事業者その他海運等の運輸事業者など関係先と協議し、バリアフリー化事業の実施に努めます。
ユニバーサルデザインによるまちづくりのための啓発活動の充実	ユニバーサルデザインによるまちづくりが、障がい者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努め、行政、住民及び事業者が一体となって、まちづくりに取り組んでいきます。 また、バリアフリー化については、住宅関連イベント等においてバリアフリー体験を開催し、意識啓発を図っていきます。

ii) 住宅・住環境整備の推進

項目	取り組み内容
公営住宅等の バリアフリー化 の推進	新設される公営住宅をバリアフリーで対応していくとともに、住戸改修の際にも可能な限り、新設のバリアフリー設計と同様の仕様とするように努めます。また、障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。
グループホーム の整備促進	自立した生活を希望する方や親なき後も安定した地域生活を希望する方などのため、グループホームの整備を支援します。ただし、グループホームの整備については、必要性や利便性などを考慮して行います。

④ コミュニケーションの支援

【基本方針】

情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

【取り組み内容】

i) 情報提供のバリアフリー化の推進

項目	取り組み内容
多様な手段による 情報提供の 充実	各種のサービス情報や団体情報、イベント情報など様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、住民の誰もが手軽に入手できるよう、サービスガイド、広報させぼ朗読CD版の配布を行うほか、市ホームページを活用した情報提供のさらなる充実を図ります。 また、点字や拡大文字の使用など情報の受け手に配慮した情報提供を行います。

ii) コミュニケーションの支援の充実

項目	取り組み内容
コミュニケー ション支援と その担い手の 確保	聴覚に障がいがあり、意思疎通で障がいのある人に対し、必要な派遣を行うとともに、これらコミュニケーション支援のため、手話、要約筆記の担い手の育成に努めます。

2 障がい者施策関連法令などの動向

年	内 容
平成 14 年	●障害者基本計画（第2次）の策定
平成 15 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年	★障害者権利条約署名
平成 21 年	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病などを追加） ○障害者優先調達推進法 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第3次）の策定
平成 26 年	★障害者権利条約批准

年	内 容
平成 28 年	○障害者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助 ○[改正]発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援
平成 30 年	○[改正]障害者総合支援法 施行 ・障がい福祉サービスの追加（就労定着支援・自立生活援助）など ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ
平成 31 年 令和元年	○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 施行 ・読書のバリアフリー化の推進
令和 2 年	○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障がい者の活躍の場の拡大に関する措置 ◆障害者活躍推進計画作成指針 策定

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

3 佐世保市保健福祉審議会条例

平成 27 年 12 月 18 日条例第 86 号

(設置)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき設置する佐世保市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）について、法及び社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項のほか、保健福祉に関し、市長が必要と認める事項（法令又は他の条例の規定により審議会以外の機関で調査審議することとされている事項を除く。）を調査審議できるものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務を行う委員)

第 5 条 審議会の委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員が調査審議する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、当該臨時委員は、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(会議の公開)

第 6 条の 2 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(専門分科会)

第 7 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。第 5 項において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会のときは、委員及び臨時委員。第 4 項において同じ。）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

- 4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。
- 5 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 6 専門分科会の会議は、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（審査部会）

第8条 社会福祉法施行令第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設けられる審査部会に、部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、その事務を掌理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

4 審査部会の会議は、第6条及び第6条の2の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（意見の聴取等）

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

2 専門分科会及び審査部会の庶務は、当該専門分科会及び審査部会の関係課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 審議会の委員の任命に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（佐世保市保健・医療・福祉審議会条例の廃止）

3 佐世保市保健・医療・福祉審議会条例（平成8年条例第22号）は、廃止する。

（佐世保市附属機関設置条例の一部改正）

4 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和2年3月19日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 佐世保市保健福祉審議会 障がい者福祉専門分科会委員名簿

(順不同)

氏 名	団 体 名	役 職 等
村山 隆之	佐世保市肢体障害者協会	会 長
七條 定義	佐世保市視覚障害者協会	会 長
牟田口 達也	佐世保市視覚障害者協会	副会長
加福 純一	長崎県ろうあ協会佐世保支部	事務局長
久保 寿光	佐世保市内部障害者協議会	会 長
尾形 篤子	佐世保地区精神障がい者家族会ゆみはり会	会 長
佐藤 友保	佐世保市手をつなぐ育成会	事務長
辻 栄太	佐世保地区障がい者就労支援協議会	代 表
逸見 嘉之介	一般社団法人佐世保市医師会	理 事
木下 一雄	長崎国際大学	講 師
川副 秀夫	長崎県立佐世保特別支援学校	校 長

※佐世保市視覚障害者協会の2名は計画策定期間中の委員交代によるもの。

5 策定経過

日 付	内 容
令和元年 5月30日	令和元年度第1回障がい者福祉専門分科会
8月30日～ 9月27日	障がい者（児）の福祉に関するアンケート調査
9月24日	第2回障がい者福祉専門分科会
令和2年 8月3日	保健福祉審議会
8月3日	令和2年度第2回障がい者福祉専門分科会
10月1日	第3回障がい者福祉専門分科会
11月19日	地域自立支援協議会
11月30日	第4回障がい者福祉専門分科会
12月9日～ 令和3年1月15日	パブリックコメント実施
2月15日	第5回障がい者福祉専門分科会

※令和2年度第1回障がい者福祉専門分科会は、本計画以外の内容によるものであるため省略。



佐世保市障がい福祉計画（第6期）
佐世保市障がい児福祉計画（第2期）

編集・発行：佐世保市 保健福祉部 障がい福祉課
〒857-0042
長崎県佐世保市高砂町5番1号
佐世保市中央保健福祉センター すこやかプラザ
TEL：0956-24-1111
FAX：0956-25-2281

